



令和 5 年（2023 年）9 月 日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市環境審議会
会長 荒井 修亮

（仮称）新白滝山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申）

令和 5 年（2023 年）8 月 24 日付け下環政第 1916 号で諮問のありました「（仮称）新白滝山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について」につきまして、環境に及ぼす影響に配慮された事業となるよう、委員それぞれの経験や考えに基づき審議いたしました。

市長におかれましては、別紙事項を参考に山口県知事に意見書を提出されるよう答申いたします。

別紙

1 全般について

- (1) 配慮書では、工事の実施による影響を予測の対象としていないが、工事に伴う大気質、騒音・振動、植生や河川への影響を適切に評価し、環境への影響を回避・低減するよう工事計画を検討すること。また、工事用資材搬出入ルートを選定では、既存の道路を極力活用するなど、改変を最小限にするよう努めること。
- (2) 既設風力発電所の事業者との調整を十分に行い、既設風力発電所の撤去から新設工事までの全体を通じ、環境影響を低減するよう努めること。また、既設風力発電所の敷地のうち、新たな風力発電所で活用しない跡地の原状回復措置についても検討すること。
- (3) 周辺住民への説明の際は、既設風力発電事業との比較を用いるなど、分かりやすい説明を行うこと。

2 個別的事項について

(1) 騒音について

周辺住居への騒音及び風車の影の影響について十分に配慮するとともに、周辺住民とのコミュニケーションを十分に図り、適切に環境影響評価を実施すること。

(2) 水質について

工事に伴う土砂等の流入による周辺河川への影響について、適切に環境影響評価を実施すること。また、周辺住民及び漁業者に対して丁寧に説明すること。

(3) 景観について

ア 風力発電設備を選定する際、周辺住民の圧迫感が低減されるよう環境に配慮したものを検討すること。

イ 事業対象地周辺には北長門海岸国定公園があるため、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に基づき、垂直見込角 0.5 度以上の場合についても保全対象展望地を抽出し、適切に環境影響評価を実施すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場について

既存風力発電所より広く設定された風力発電機設置想定範囲内には白滝山及び天井ヶ岳の登山道が存在しているため、適切に環境影響評価を実施するとともに、風力発電機の配置等を工夫し、人と自然との触れ合いの活動の場の確保に努めること。